

職場意識改善計画

平成 22 年 5 月 31 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 現在、定期的に安全衛生委員会が月に1回、定期に行われているため、その機会を利用し、労働時間等の設定改善についての話し合いの場を設ける。時間外労働の実態の把握と有給休暇の取得状況を調査し、いかに改善してゆくべきか検討する。</p> <p>(2年度目) 1年度目で労働時間の実態として把握したことを元に、時間外労働が集中している従業員の業務の軽減化、分割化、または合理化が出来ないか検討し、特定の従業員に時間外労働が集中しないようにし、ひいては年次有給休暇の取得促進にも繋げるよう改善する。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任するため、安全衛生委員会において、どのように決めるか協議し、決定する。決定した担当者を朝礼で発表、掲示板に掲示をし、従業員に周知する。</p> <p>(2年度目) 担当者の元に届いた個々の苦情、意見及び要望を検討、精査し、改善措置を講じる。また、社内アンケートを実施し、その措置が有効かどうか検討する。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 下駄箱の前の掲示板に「職場意識改善計画」を掲示を行い、各自がいつでも確認できるようにする。また、朝礼で口頭により、労働者に周知を努める。</p> <p>(2年度目) 1年度目で行った結果が実現できたかを安全衛生委員会で実態として把握し、結果を掲示板に掲示する。またその結果を朝礼において発表する。従業員2年度目の目標を朝礼において口頭で従業員に周知し、掲示板に掲示してある目標を確認し、各自でそれを達成できるように努める。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 「職場意識改善」のため、改めて計画の説明、改善内容を、管理職、安全衛生に係わる者を対象にして、社会保険労務士によるセミナーを開催する。</p> <p>(2年度目) 1年度目を実施し、職場意識の改善ができた事項とできなかった事項を発表し、その点を踏まえ、社会保険労務士による時間法制、長時間労働、年次有給休暇についてのセミナーを開催する。</p>

職場意識改善計画

平成 22 年 5 月 31 日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、まず、現在の年次有給休暇の取得状況を把握し、従業員に回覧により周知し、年次有給休暇の取得を促進する。</p> <p>(2年度目) 1年度目の結果を踏まえ、年次有給休暇の取得が少なかった従業員が、取得しやすい環境を整備する。年次有給休暇取得促進のポスターを掲示し、年次有給休暇取得促進に努め、60%以上の取得率を目指す。また、年次有給休暇の計画的付与の導入も行う。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働削減のため、毎月行われる安全衛生委員会で、前月の所定外労働時間数を発表し、話し合いの機会を持つ。常時、所定外労働が多い従業員、または部署を特定し、改善策を検討する。</p> <p>(2年度目) 1年度目の結果、所定外労働時間が多い従業員、または部署に対して、業務の合理化など改善策を講じ、さらに、ノー残業デーの導入も行う。計画実施前と比べ所定労働時間数の平均を20%以上削減する。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 現在、育児休業を取得、その後復帰したものがおり、現在7時間勤務を行っているが、6時間勤務を検討、申し出に係わらず所定外労働の免除を検討する。就業規則の整備を行う。</p> <p>(2年度目) 整備した就業規則を労働者に周知し、育児介護休業等の取得を促す。また、メンタルヘルスなど、特に健康の保持に努める労働者に関しては、新たに規定し整備した就業規則を従業員に周知する。さらに、地域の清掃活動を行う労働者に対しては、所定労働時間内に行うものとする。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目) 午前の休憩、午後の休憩、昼休憩を各5分延長し、所定労働時間を週1時間15分短縮する。</p>